

たばこ税とは

一般的にたばこ税とは、国税の「たばこ税」と「たばこ特別税」、県税の「県たばこ税」、市税の「市たばこ税」に分けられます。このうち「市たばこ税」が市の税収となります。

たばこ税は製造業者が小売販売業者にたばこを卸す際に徴収し、製造業者が国、県、市にそれぞれ納入します（特別徴収）。税額はたばこの小売価格に反映されるため、実際の負担はたばこの購入者となります。

税 率

◇製造たばこ

| たばこ税の税率（1,000本あたり） | | | |
|--------------------|-------------|--------|------------|
| 地方税 | | 国税 | |
| 市町村 たばこ税 | 道府県 たばこ税 | たばこ税 | たばこ 特別税 |
| 6,552円 | 1,070円 | 6,802円 | 820円 |

◇紙巻きたばこ三級品

紙巻たばこ三級品の税率は、令和元年10月1日の改正に伴い、一律の税率となっています。

◇加熱式たばこについて

平成30年度税制改正により加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法が見直され、平成30年10月以降、「重量を紙巻たばこの本数に換算する方法」から「重量及び小売定価を紙巻たばこの本数に換算する方法」になりました。

平成30年10月1日から令和4年10月1日までの間で段階的に移行されます。

◇葉巻たばこについて

令和2年度税制改正により、葉巻たばこの換算方法が変更となりました。

| 製造たばこの区分 | 換算方法 |
|----------------------|----------------|
| 軽量な葉巻たばこ | 1本につき0.7本として換算 |
| 軽量な葉巻たばこ 以外の葉巻たばこ | 1グラムにつき1本として換算 |

手持品課税の実施について

たばこ税の税率引き上げ時点において、たばこ小売販売業者等が販売のため一定数のたばこを所持している場合、税率引き上げ分に相当するたばこ税が課税されます。

【令和3年10月1日実施】

| 申告期限 | 納付期限 | 提出先 |
|--------------|--------------|-------|
| 令和3年11月1日(月) | 令和4年3月31日(木) | 村山税務署 |

※手持品課税の申告・納税者は小売販売業者です。